

熊本県土木部 建築住宅局「建設現場における快適トイレ等設置要領」の概要

1 目的

男女ともに働きやすい環境を整備するため、建設現場に快適トイレ等設置を推進する。

2 快適トイレ等の概要

快適トイレのイメージ【国土交通省仕様】

快適トイレの標準仕様(案)

1. トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
こと)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないこ
とを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

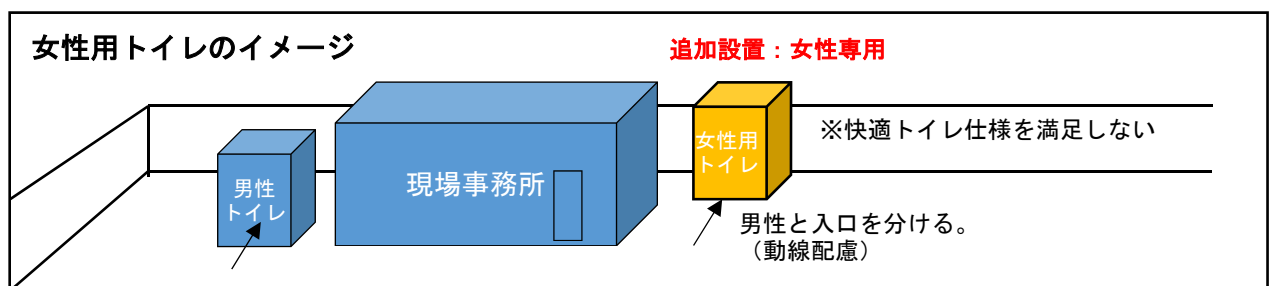
2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入
口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰鏡付きの洗面台
- ⑱小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

必須仕様



3 発注者の費用負担

次の経費を設計変更の対象として共通仮設費に積み上げる。運搬・設置工事費は対象外。

- ①快適トイレ (リース料金-10,000) 円/月 ※上限 51,000 円/月
- ②快適トイレ・男女一体ハウス型 (リース料金-10,000) 円/月 ※上限 102,000 円/月
- ③女性用トイレ リース料金 円/月 ※上限 10,000 円/月